

○ 厚生労働省
国土交通省 告示第二号

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年 厚生労働省令第二号）第二十二條第一号の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第二十二條第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十一月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 赤羽 一嘉

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第二十二條第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法の一部を改正する告示

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第二十二條第一号の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める表示についての方法（平成二十三年 厚生労働省告示第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(高齢者生活支援サービスを提供する者についての表示)</p> <p>第九条 法第六条第一項第十号の高齢者生活支援サービス(以下「高齢者生活支援サービス」という。)を提供する者の人数について表示する場合においては、次の各号に掲げる人数を明瞭に記載することとする。</p> <p>一 高齢者生活支援サービスを提供する者の規則第五条各号のサービスごとの内訳の人数</p> <p>二 高齢者生活支援サービスを提供する者が要介護者等(介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた登録住宅の入居者をいう。以下同じ。)以外の入居者に対し、食事の提供その他の日常生活上必要なサービスを提供する場合には、要介護者等に高齢者生活支援サービスを提供する者の規則第五条各号のサービスごとの内訳の人数</p> <p>三 夜間における最少の高齢者生活支援サービスを提供する者の規則第五条各号のサービスごとの内訳の人数</p>
改正前	<p>(高齢者生活支援サービスを提供する者についての表示)</p> <p>第九条 法第六条第一項第十号の高齢者生活支援サービス(以下「高齢者生活支援サービス」という。)を提供する者の人数について表示する場合においては、次の各号に掲げる人数を明瞭に記載することとする。</p> <p>一 高齢者生活支援サービスを提供する者の総人数及びその規則第五条各号のサービスごとの内訳の人数</p> <p>二 高齢者生活支援サービスを提供する者が要介護者等(介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた登録住宅の入居者をいう。以下同じ。)以外の入居者に対し、食事の提供その他の日常生活上必要なサービスを提供する場合には、要介護者等に高齢者生活支援サービスを提供する者の総人数及びその規則第五条各号のサービスごとの内訳の人数</p> <p>三 夜間における最少の高齢者生活支援サービスを提供する者の総人数及びその規則第五条各号のサービスごとの内訳の人数</p>

附 則

この告示は、令和元年十二月十四日から施行する。